

河川保全区域について

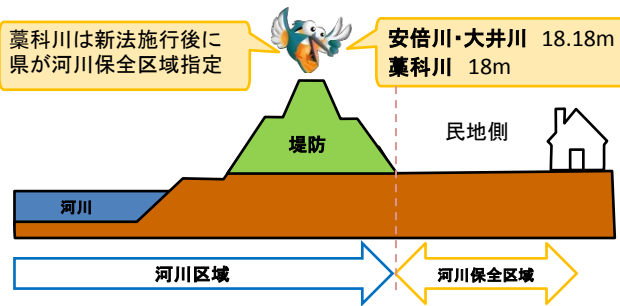
～堤防を保全し地域を守るためには～



静岡河川事務所 占用調整課 村中朱香

河川保全区域とは

河岸又は河川管理施設を保全するため、行為の制限がなされる河川区域外の一定の区域をいう。河川管理者がその必要があると認めるとき、指定することができる。(河川法第54条)



旧河川法では・・・河川附近地

河川附近地制限令により、土地の使用制限や行為の制限があった。(旧河川法第47条、河川附近地制限令)

経過措置(みなし規定)

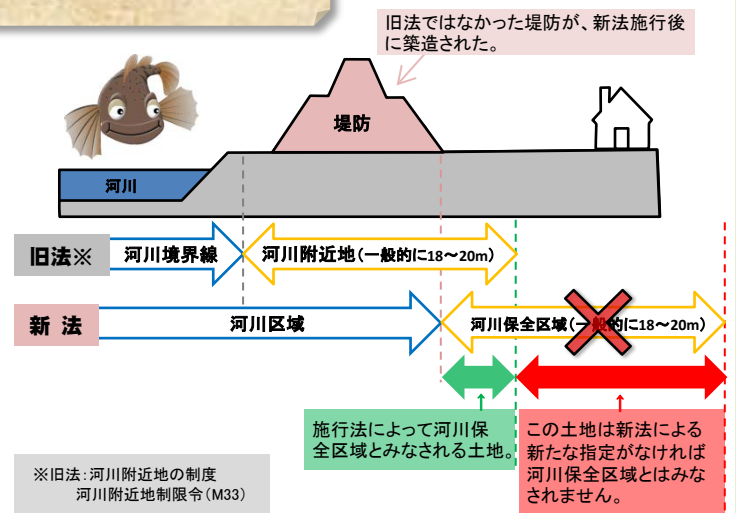
旧法による河川附近地について、新法で河川区域となるものを除き、河川保全区域の指定があったものとみなす。(河川法施行法第13条)

現在の河川保全区域はほとんどがこれ!

現状の運用

新河川法適用後に新たに築堤された場合も河川保全区域はスライドしないため、新たに河川保全区域を指定しなければならない

- 新たに築堤された箇所や引堤工事等で堤防が広がった箇所は、右図のように河川保全区域の範囲が狭くなっており、より大幅に河川区域が広がった箇所は、河川保全区域がなくなってしまう場合もある。
- 現状は堤防から一定の区間が統一な幅となっておらず、河川保全区域が狭かったり、なかったりする箇所が存在している。
- スライド運用(従前の河川境界線が明確になっていない箇所において、堤防法尻(河川境界線)を起点として河川保全区域をスライドさせた運用)が一定に定着している箇所がある。



- 国が河川保全区域を指定した事例はない。

現状の問題点

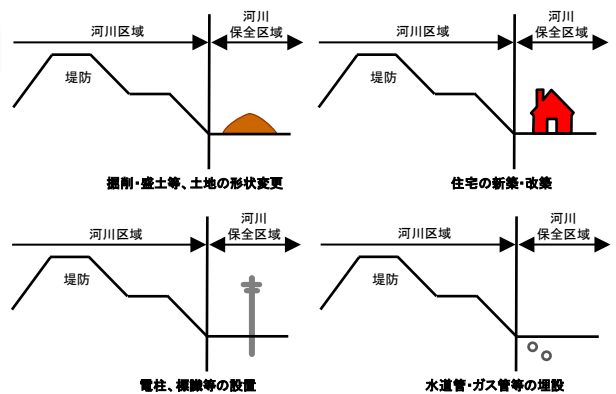
- 河川保全区域が堤防を保全するために必要な区域となっていないおそれのある箇所がある
- 厳密には法的根拠がないまま許可をしているおそれのある箇所がある

河川保全区域に指定されるとどうなるの?

河川保全区域内において、掘削・盛土等の土地の形状変更や、工作物の新築または改築をしようとする場合は、河川法の許可(第55条第1項)を要します。

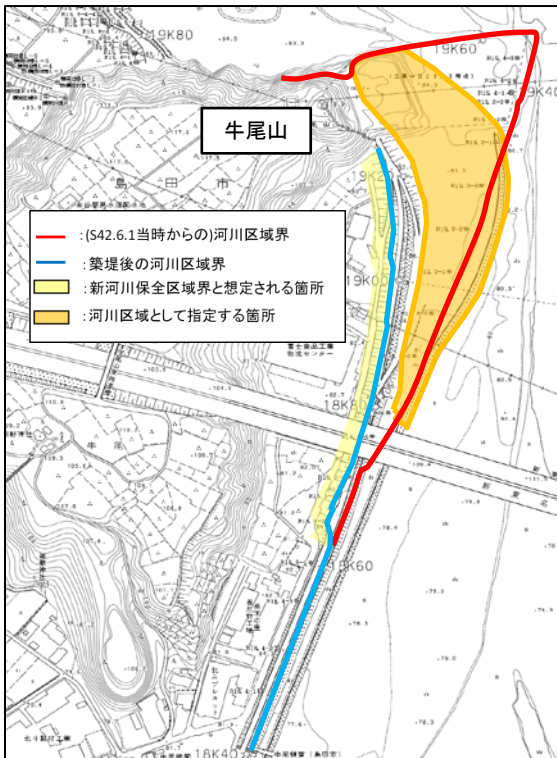
◆河川法第55条第1項の許可が必ず必要なもの

- コンクリート造 石造・れんが造等の堅固な構造物の新築又は改築
- 貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのある工作物の新築又は改築
- 河川管理施設の敷地から5m以内の範囲内での工作物の新築又は改築
- 地表から3mを超える高さの盛土
- 堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが20m以上のもの
- 地表から深さ1mを超える土地の掘削又は切土



河川法許可が必要なものの例

大井川で河川保全区域の指定を考える 「平成の大改修（牛尾山の開削）」



洪水を安全に流化させるため、狭窄部（牛尾山）の開削を行った。

1. 箇所：一級河川大井川 島田市牛尾地先
2. 河川保全区域指定状況：河川法施行法第13条の経過措置による河川保全区域（M37.8.19静岡県告示第215号）
3. 牛尾山開削工事及び築堤工事に伴う河川保全区域の取り扱い

○河川保全区域の指定状況に対する問題点及び今後の方向性について

新河川区域から河川保全区域は設定していないが、堤防保全の観点から新河川区域界より保全に必要な範囲を河川保全区域として指定すべき

指定における課題

- ① 必要最小限となる区域の検討

必要最小限となる区域の検討

・合理的な理由が必要

河川保全区域の指定は、地域住民の権利に一定の制限を課することとなるため、一律に18.18mや18mとするのではなく、河川の特性や地形を考慮しながら**必要最小限の範囲**に限定する必要がある。（河川法第54条第3項）

「堤防等河川管理施設の保全に支障を及ぼすおそれのある」
範囲をどのように調査・検証し、決めるのか！

- ② 地域住民の理解をどう得るか

地域住民の権利に一定の制限を課することとなるため、理解を得る必要があると考える。

- ③ その他 時間的・経済的制約がある・・・
職員にノウハウがない

なお、指定にあたっては**公示**（第4項）のほか事前に**都道府県知事の意見聴取**（第2項）を行い意見を考慮する必要がある。

河川保全区域の指定は、堤防を守り、個人の生命・財産を守るためには必要である。私権を制限するなどの課題も多くあるが、地域住民の理解を得ながら進めていく必要がある。

（参考）

各地方整備局の意見

- ・現状問題はなく、指定の必要性は感じていない。
- ・一律ではなく、精査した上で必要最小限度を見直しする必要がある。
- ・私権の制限となるため、住民や土地所有者の理解を得られるよう、合理的な説明や十分な周知が必要。
- ・県を跨ぐ川について、県ごとに保全区域に対する考えの整合をとる必要がある。
- ・指定区間や二級河川との整合性を図る必要がある。
- ・指定事例がない。

国以外の指定事例

静岡県

昭和39年の河川法の新法施行以降、県管理区間において、**河川保全区域の指定事例はない**

愛知県

一級河川矢作川水系広田川 昭和42年7月5日指定
区間長：2.6km 区域幅：50.0m

河川の保全に支障を及ぼす行為が行われたため指定

三重県

二級河川神内川水系神内川
昭和48年9月14日指定（昭和60年11月8日変更）
区間長：約4.4km 区域幅：約12.0m

河川の特徴に合わせた河川保全区域の指定基準を定めている